

介護保険はみんなで支えあう制度です

介護保険制度は、高齢化が進む中、寝たきりや認知症などで介護が必要となった高齢者を家族だけでなく、社会全体で支えあう制度です。要介護認定、要介護状態の区分、介護サービスの種類をお知らせします。



1 要介護認定は！

申請 介護サービスの利用を希望する方は町の保健福祉課で、要介護認定等の申請をしてください。

申請に必要なもの



要介護・要支援認定申請書（町保健福祉課にあります）
介護被保険者証
医療被保険者証（第2号被保険者の場合）

認定調査 町職員などが訪問し、心身の状況などを聞き取り調査します。また、主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

審査・判定 認定調査・医師の意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し要介護状態区分を判定します。

認定・通知 介護認定審査会の審査結果にもとづいて「要支援1・2」「要介護1～5」「非該当」の区分に分けて認定され、その結果を通知します。

2 要介護状態の区分は！

平成19年4月1日から要介護状態区分の要支援1・2、要介護1から5の計7段階になりました。従来の要介護1は、予防給付対象者（要支援2）と介護給付対象者（要介護1）に振り分けられます。

要介護1～5

居宅介護支援事業者が介護サービス計画を作成し介護サービスを利用します。

要支援1・2

地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成し介護予防サービスを利用します。

非該当

地域包括支援センターが実施する地域支援事業の介護予防事業を利用します。

3 介護サービスの種類は！

在宅サービス

| サービス名 | サービス内容 |
|-------------|--|
| 訪問介護 | ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助をおこないます。 |
| 訪問入浴介護 | 移動入浴車などで訪問し、入浴の介助をおこないます。 |
| 訪問看護 | 看護師などが訪問し、床ずれの手当や点滴の管理などをします。 |
| 訪問リハビリテーション | リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリをおこないます。 |
| 居宅療養管理指導 | 医師、歯科医師などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。 |
| 通所介護 | デイサービスセンターで、食事、入浴などの介護サービスが日帰りで受けられます。 |
| 通所リハビリテーション | 介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りのリハビリなどが受けられます。 |
| 短期入所生活介護 | 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。 |
| 短期入所療養介護 | 介護老人保健施設に短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。 |

その他のサービス

| | |
|--------------|--|
| 特定施設入所者生活介護 | 有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。要支援の方は受けられません。 |
| 福祉用具の貸与 | 車イスやベッドなどの福祉用具を貸し出します。 |
| 特定福祉用具購入費の支給 | 排泄や入浴に使われる用具の購入費（支給限度・年10万円）の限度額内の9割を支給します。指定業者からの購入に限ります。 |
| 住宅改修費の支給 | 家庭での手すりの取付や段差の解消などの小規模な改修の費用（支給限度額・20万円）の限度額内の9割を支給します。事前に申請が必要です。 |

施設サービス（「要介護1」以上の方が利用できます）

| | |
|-----------|---|
| 介護老人福祉施設 | 常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や健康管理を受けられます。 |
| 介護老人保健施設 | 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。 |
| 介護療養型医療施設 | 急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設（病院）で、医療や看護などを受けられます。 |

詳しくは、町保健福祉課介護保険係 ☎721607まで。